

練馬区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2025

1. 目的

練馬区耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般区民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

これらを実現するため、耐震化に向けた啓発や個別訪問等の総合的な取組計画を定めた、練馬区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定する。

アクションプログラムでは毎年度、住宅耐震化に係る取組をホームページに掲載し、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進する。

2. 位置づけ

練馬区耐震改修促進計画に基づきアクションプログラムを策定する。

3. 取組期間

令和3年度から令和7年度（5か年）

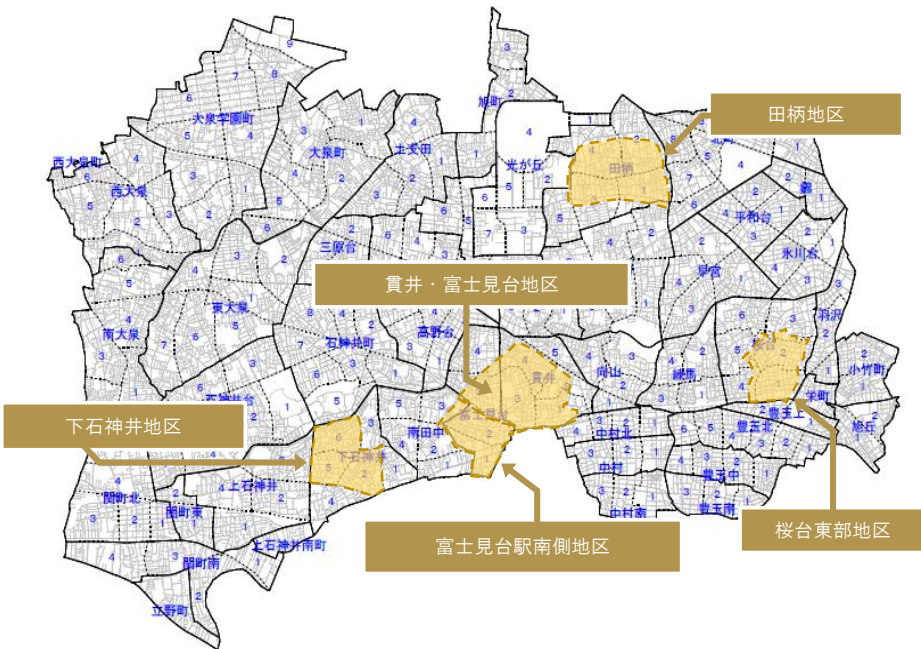
4. 対象建築物

- ①区内全域の旧耐震基準の戸建住宅、長屋、小規模な共同住宅※
②区内全域の昭和56年6月から平成12年5月までに新築または増築の工事に着手した建築物（平屋建てまたは2階建ての在来軸組工法の木造の住宅（基礎はコンクリート造）に限る。）

※小規模な共同住宅
2階以下の分譲住宅、2階以下または延べ面積1,000㎡以下の賃貸住宅

5. 個別訪問等を実施する地区

防災上の危険性が懸念される防災まちづくり事業実施地区



6. 令和7年度取組計画と自己評価

計画		実績	評価	改善策
1) 所有者に対する直接的な耐震化促進				
ア) 旧耐震基準建物所有者へダイレクトメール等による啓発活動	H29～R2 約28,000戸 実施済			
イ) 防災まちづくり事業実施地区内への啓発活動				
・住宅へ個別訪問等を実施	個別訪問等 30戸			
・住宅へダイレクトメール等を実施	ダイレクトメール等 150戸			
・住宅のうち、制度未利用の空家・小規模な共同住宅等へダイレクトメール等を実施	ダイレクトメール等 80戸			
2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進				
・耐震診断結果報告時に耐震改修工事助成制度の案内や施工事業者リストを個別訪問等で配付	実施者全戸			
・耐震診断後1年以上経過しても耐震改修を行っていないものに対し、制度案内のダイレクトメール等を実施	150戸			
3) 改修事業者の技術力向上等				
・施工者向け講習会の実施	2回			
・練馬区耐震改修工事施工事業者一覧の公表	常時			
4) 耐震化の必要性に係る周知・普及				
・区報への掲載	1回以上			
・区ホームページへの掲載	常時			
・パンフレットの配布（窓口および区民事務所）	常時			
・耐震セミナーの実施	1回			
・耐震相談会の実施	4回			
・簡易診断実施者等へダイレクトメール等による啓発	400戸			